

呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金交付要綱

地域協働課

（趣旨）

第1条 この要綱は、呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するにあたり、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 災害等により水道が断水状態となった場合に備えるため、市内に井戸を整備する市民、自治会、まちづくり委員会、自主防災組織、事業者等（以下「団体等」という。）に対し、補助金を交付することにより、市民の災害時の生活用水を確保することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時 震災等の大規模災害による上水道の断水時をいう。
- (2) 生活用水 飲用以外のトイレ、掃除等に使用する水をいう。
- (3) 災害時協力井戸 呉市災害時協力井戸共助利用支援事業実施要綱（令和2年4月1日実施）に基づき、災害時に生活用水を市民に提供可能な井戸として本市に登録されたものをいう。
- (4) 井戸ポンプ 水を吸い上げるため井戸に設置する装置をいい、動力の有無を問わない。

（補助対象団体）

第4条 補助金の交付の対象となる団体等は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 地方自治法（昭和22年法律第67号）第10条第1項に規定する住民
- (2) 自治会 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体
- (3) まちづくり委員会・協議会 呉市地区まちづくり委員会・協議会の指定等に関する要綱（平成20年4月1日実施）第2条に規定する地区委員会等
- (4) 自主防災組織 呉市自主防災組織結成及び助成要綱（昭和59年4月1日制定）第2条に規定する組織
- (5) 事業者 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条に規定する事業者
- (6) その他市長が必要と認めるもの

（補助対象事業）

第5条 補助の対象となる事業は、呉市災害時協力井戸共助利用支援事業に基づき、市内の既存井戸を登録するため又は既に登録されている井戸を正常に機能させるために行う修繕、改修及び周辺整備に係る事業で、対象経費は次に掲げるものとする。ただし、補助金の交付を受けた井戸については交付後5年間を経過しなければ登録の取消ができないものとする。

- (1) 井戸本体の修繕に要する経費
- (2) 井戸ポンプの修繕に要する経費
- (3) 手動式ポンプの設置に要する経費
- (4) 井戸の利便性向上に必要な周辺整備に要する経費

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、事業に要する経費の2分の1以内とし、50,000円を上限とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付を受けた井戸については、交付後5年間を経過するまでは再補助はしないものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体等（以下「申請団体」という。）は、呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による交付の申請があった場合においては、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請団体にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた団体等（以下「交付団体等」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金交付申請取下届出書（様式第3号）により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（変更の承認）

第10条 交付団体等が、第7条の規定により市長に提出した事業計画書の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金計画変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該計画に係る変更等の承認をしたときは、呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金計画変更等承認通知書（様式第5号）により当該交付団体等にその旨を通知するものとする。

（事業実績の報告）

第11条 交付団体等は、補助事業を完了したときは、完了した日から40日以内に呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）収支決算書

（2）その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条の報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金交付額確定通知書（様式第7号）により当該交付団体等にその旨を通知するものとする。ただし、交付確定額は、第8条第1項により通知した補助金の決定額を上回ることはできない。

2 補助金の交付額確定に当たり、補助対象経費の減額があった場合は、減額になった補助対象経費をもって補助金額の算出を行う。

（補助金の交付請求及び交付）

第13条 交付団体等は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金交付請求書（様式第8号）により補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第14条 市長は、補助事業について必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 交付団体等は、概算払を受けようとするときは、呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金概算払請求書（様式第9号）により、市長に請求しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付団体等が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (4) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、交付団体等に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 市長は、交付団体等に交付すべき補助金額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて、当該確定した補助金との差額の返還を命じなければならない。

3 前2項に係る補助金の返還の命令は、呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金返還命令書（様式第11号）により行うものとする。

(調査等)

第17条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な範囲で、交付団体等に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第18条 交付団体等は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第19条 交付団体等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び呉市個人情報保護条例（平成19年3月16日条例第2号）の規定を遵守し、本事業の実施により知り得た個人情報を、本事業の目的以外に利用及び漏洩してはならない。

2 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（事業の見直し）

第20条 市長は、この要綱の規定に基づく補助対象事業の内容について、施行後5年をめぐに、施行状況を勘案し、必要と認める場合はその結果に基づき見直し等の措置を講ずるものとする。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

改正 令和5年4月1日

改正 令和6年4月1日

年 月 日

呉 市 長 様

所 在 地
団体等名称
代表者の氏名

呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金交付申請書

年度呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金の交付を受けたいので、呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他関係資料

呉 指令第 号
年 月 日

団体等名称
代 表 者

様

呉 市 長

印

呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度呉市災害時協力井戸共助
利用支援補助金については、呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金交付要綱第 8
条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金決定額 金 円

2 補助金の交付対象となる事業等

3 補助金の交付条件

- (1) 交付事業等に要する経費の配分又は交付事業等の内容について変更（市長の定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、市長の承認を受けること。
- (2) 交付事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (3) 交付事業等が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

呉 市 長 様

所 在 地
団体等名称
代表者の氏名

呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け呉 指令第 号により補助金の交付決定を受けましたが、呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、交付申請を取り下げます。

記

取下げの理由

年 月 日

呉 市 長 様

所 在 地
団体等名称
代表者の氏名

呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金計画変更等承認申請書

年 月 日付け呉 指令第 号により交付決定を受けた
年度呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金については、下記のとおり事業
計画を変更（中止・廃止）したいので、呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金交
付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 事業計画の変更（中止・廃止）内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 補助金変更申請額 金 円
(※補助金に変更がある場合のみ記入すること。)

呉 指令第 号
年 月 日

団体等名称
代 表 者 様

呉 市 長 印

呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金計画変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度呉市災害時協力井戸共助
利用支援補助金事業の計画に係る変更等について、下記のとおり決定したので、呉
市災害時協力井戸共助利用支援補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により通知し
ます。

記

- 1 補助金変更決定額 金 円
- 2 承認した事業計画の変更（中止・廃止）内容
- 3 変更後の補助金の交付条件

年 月 日

呉 市 長 様

所 在 地
団体等名称
代表者の氏名

呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金事業実績報告書

年 月 日付け呉 指令第 号により交付決定を受けた
年度呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金事業が完了しましたので，呉市
災害時協力井戸共助利用支援補助金交付要綱第 1 1 条の規定により，下記のとおり
実績を報告します。

記

1 事業の実績及び効果 別紙のとおり

2 添付書類

- (1) 収支決算書又はこれに代わる書類
- (2) その他

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

呉 指令第 号
年 月 日

団体等名称
代 表 者 様

呉 市 長 印

呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金の額を下記のとおり確定したので，呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金交付要綱第 1 2 条の規定により通知します。

記

補助金の確定額 金 円

年 月 日

呉 市 長 様

所 在 地
団体等名称
代表者の氏名

呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金交付請求書

年 月 日付け呉 指令第 号により額の確定を受けた
年度呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金について，呉市災害時協力井戸
共助利用支援補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定により，下記のとおり請求しま
す。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振込先口座

銀行・金庫	
組合・農協	支店
普通・当座	口座番号
口座名義人	

年 月 日

呉 市 長 様

所 在 地
団体等名称
代表者の氏名

呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金概算払請求書

年 月 日付け呉 指令第 号により交付決定を受けた
年度呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金について，呉市災害時協力井戸
共助利用支援補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定により，概算払を受けたいので
下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

交付決定額	受入済額	今回請求額	計	備考
円	円	円	円	

2 概算払を受けたい理由

3 振込先口座

銀行・金庫
組合・農協 支店

普通・当座 口座番号

口座名義人

呉 指令第 号
年 月 日

団体等名称
代 表 者 様

呉 市 長 印

呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け呉 指令第 号により交付決定した
年度呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金については，下記のとおり交
付決定を取消したので，呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金交付要綱第 1 5
条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由

呉 指令第 号
年 月 日

団体等名称
代 表 者 様

呉 市 長 印

呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金返還命令書

年 月 日付け呉 指令第 号により交付決定した
年度呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金について、呉市災害時協力井戸共助利用支援補助金交付要綱第 1 6 条第 3 項の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還金の額 金 円
- 2 返還の期限
- 3 その他